パリ								2,046
（経済協力開発機構）	15.7%	ユーロ	4,091	3,324	2,941	2,557	2,301	
（国際連合教育科学文化機関）	15.7%	ユーロ	4,091	3,324	2,941	2,557	2,301	2,046
ブリュッセル								
（欧州連合）	19.7%	ユーロ	3,267	2,655	2,348	2,042	1,838	1,634
（北大西洋条約機構）	19.7%	ユーロ	3,267	2,655	2,348	2,042	1,838	1,634
アフリカ								
アディスアベバ								
（アフリカ連合）	16.2%	アメリカ合衆国ドル	4,720	3,835	3,393	2,950	2,655	2,655

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　在タジキスタン日本国大使館並びに在ベンガルール及び在デンパサールの各日本国総領事館に勤務する外務公務員であって、令和四年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、改正後の別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

外務大臣　林　芳正
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

政令第九十七号

都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第六十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

政令第九十八号

民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第二条第二項第一号及び第四条第一項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

附則第一条の三及び第一条の四中「平成三十四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令附則第一条の四に規定する日までに民間都市開発の推進に関する特別措置法第四条第一項第一号の規定により民間都市開発推進機構が参加することを約した民間都市開発事業に係る同号の政令で定める地域については、同日後も、同令第三条第一項の規定にかかわらず、同項第二号に該当する地域とする。

国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一